相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡一宮町宮原七二二番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　小川作治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

長野県小諸市田町二丁目七番一号　メゾンラポート一〇一号

相続財産管理人　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市七日町五丁目四〇四番地、最後の住所静岡県三島市御園五八〇番地御寿園　被相続人　亡　田中　寛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市協和八一八番地、最後の住所長野県佐久市塩名田五四二番地一　塩名田苑　被相続人　亡　清水とも江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

静岡県沼津市御幸町一七番一〇号

相続財産管理人　弁護士　近藤　浩志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字五郎丸字二タ俣三六番地二五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大橋　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階

相続財産管理人　岡田　千絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市下岡部町三七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中川　利次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階彦根共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡村　庸靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田市宮原町新町四二七番地、最後の住所和歌山県有田市宮原町新町四五五番地　被相続人　亡　竹中　重治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

和歌山市十番丁五九番地ライオンズマンション和歌山十番丁二〇二号室

相続財産管理人　弁護士　山西　陽裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県磐梨郡吉岡村大字塩納五八番邸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　尾坂廣三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所岡山市東区西大寺上二丁目四番六三号一〇一

相続財産管理人　司法書士　小松原　閑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県磐梨郡萬富村大字鹽納以下不詳、最後の住所岡山県磐梨郡萬富村大字鹽納以下不詳　被相続人　亡　大野　幸吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

事務所岡山市東区西大寺上二丁目四番六三号一〇一

相続財産管理人　司法書士　小松原　閑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県津久見市宮本町一二番、最後の住所大分県宇佐市大字畑田一一番地の二　被相続人　亡　小西　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

大分市中島西一丁目一番二八号芦刈司法ビル二階

相続財産管理人　弁護士　松田健太郎

無縁墳墓等改葬公告

日蓮宗妙教寺墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月十八日

一、墳墓等所在地　佐賀県小城市小城町三三九

一、墳墓等の名称　日蓮宗妙教寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県小城市小城町三三九　妙教寺住職　蒲池　恵徳

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十五年十二月十八日開催の定時株主総会の決議により、平成十五年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

東京都北区神谷三丁目二五番一〇号

株式会社東京精工

清算人　久保田　尚

第７期決算公告

平成25年11月18日

東京都中央区八重洲一丁目７番20号

ブライトムーン中目黒特定目的会社

取締役　佐々木秀一

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
特定資産		流動負債	1,652,375
固定資産	1,976,395	固定負債	63,268
その他の資産		負債合計	1,715,644
流動資産	119,981	（純資産の部）	
繰延資産	210	社員資本金	380,942
		特定優先資本金	100
		資本剰余金	721,500
		当期未処理損失	△340,657
		純資産合計	340,657
資産合計	2,096,587	負債・純資産合計	2,096,587

損益計算書の要旨

（自　平成24年８月１日　至　平成25年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	109,370
営業費用	102,069
営業利益	7,300
営業外収益	38
営業外費用	140
経常利益	7,199
特別損失	340,273
税引前当期純損失	333,074
法人税、住民税及び事業税	397
当期純損失	333,471
前期繰越損失	7,185
当期未処理損失	340,657